

不利益処分に係る処分基準（法令）

番号	法令名及び条項	処分の概要	担当課名
28	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第6条の2	措置命令	生活衛生課

1 法第6条の2に基づき、化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じる場合の審査基準は次のとおり。

化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備が法第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなると認められ、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

2 法第6条の2に基づき、化製場又は死亡獣畜取扱場の管理者に対し、法第5条の規定による措置を講ずべきことを命じる場合の審査基準は次のとおり。

化製場又は死亡獣畜取扱場の管理者が法第5条の規定による措置を講じていないと認められ、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。